

第21期 第12回青森県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和6年3月13日（水）午後2時15分～

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	濱 田 正 隆
	会長代理	對 馬 廉 介
	委 員	石 岡 清 美
	〃	佐 藤 淳 二
	〃	丹 藤 公 彦
	〃	永 澤 量
	〃	五十嵐 健 志
	〃	吉 井 仁 美
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主任専門員	八 島 美奈子
	非常勤事務員	鳴 海 留美子
県 側	水産振興課 副 参 事	三 橋 潤一郎
	〃 主 幹	雫 石 志乃舞
	三八地方水産事務所 所 長	田 村 直 明
	西北地方水産事務所 所 長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
	産業技術センター 内水面研究所 所 長	吉 田 達

4 議事の結果

議案第1号：コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について
原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第2号：第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準について
原案どおり決定し、公示することになった。

5 議事の経過

濱田会長

それでは、ただ今から、第21期第12回青森県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第12回委員会の御案内を申し上げましたところ、委員の皆様には、何かと御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局長から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項1件が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な助言をいただきながら、議事を円滑に進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員10名のところ、過半数を超えます8名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用いたします漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思っておりますが、これまでの慣例により、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、吉井委員と石岡委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案に入ります。

議案第1号「コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について」を議題に付します。

事務局長から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1を御覧ください。

県農林水産部長から会長あての依頼文です。

件名及び本文を読み上げます。

コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について（依頼）

持続的養殖生産確保法の「特定疾病」に定められているコイヘルペスウイルス（KHV）病が、本県でも確認され、平成16年以降、毎年度、貴委員会に「コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示」を発動して頂き、KHV病の発生・被害拡大防止に努めてきたところです。

引き続きKHV病のまん延防止を図るため、令和6年度も別紙内容により委員会指示の発動をお願いいたします。

2ページ目は、依頼の内容となりますが、委員会指示の内容は、これまでと同様で委員会の期間のみ、年次を1年繰り延べたものとなります。

次に資料2を御覧願います。

これは、委員会指示案です。前段のみ読み上げます。

青森県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

令和6年3月〇日

青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆

以下の指示の内容は、昨年までと同じであり、指示の期間のみ、1年繰り延べたものとなっております。

なお、県報に公示する際に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

濱田会長

県から何か補足等があればお願いいたします。

水産振興課 雫石主幹

はい、会長。

濱田会長

はい。

水産振興課 雫石主幹

水産振興課の雫石です。

今回の指示の内容につきましては、先ほど事務局からあったとおり、例年お願いしている内容を期間を変更したものとなっております。

また、指定水域につきましては、青森県知事が別途定めることとしておりますけども、こちらについては、今年度と同様に岩木川、馬淵川、過去にコイヘルペスが確認された水域を予定しております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

濱田会長

雫石さん、ありがとうございます。

それでは、事務局及び県からの説明からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

御質問、御意見はありませんか。

それでは、御質問、御意見もないようですから、原案どおり委員会指示を発動することにいたします。

御異議ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

それでは、議案第1号「コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について」は、原案どおりと決定し、委員会指示を発動することにいたします。

なお、委員会指示発動にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

次に議案第2号「第5種共同漁業権に係る増殖計画量の基準について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号の資料を御覧願います。

令和6年度の増殖計画量の基準を示達する公示案です。前段のみ読み上げます。

青森県内水面漁場管理委員会公示第2号

第5種共同漁業権に係る令和6年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

令和6年3月〇日

青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆

以下の内容につきましては、本日開催されました当委員会協議会において協議をいただいた事項を踏まえたものとなっております。

公示に当たって若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

濱田会長

局長、ありがとうございます。

県から何か補足等があれば申し上げます。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

濱田会長

はい、三橋副参事さん。

水産振興課 三橋副参事

議案第2号につきましては、補足等ございませんので、御審議の方、よろしく御願いたします。

濱田会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

応答なしですから、御質問、御意見ありませんか。

それでは、他に御質問、御意見もないようですから、原案どおり示達することにしたと思います。御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとのことですので、それでは、議案第2号「第5種共同漁業権に係る増殖計画量の基準について」は、原案どおり決定し、示達することにいたします。

なお、公示に当たっては、若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。
次に報告事項に入ります。

報告事項「資源管理の状況等の報告について」県から説明願います。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

濱田会長

はい。

水産振興課 三橋副参事

それでは、報告事項「資源管理の状況等の報告について」をこちらから説明させていただきます。

漁業法に基づきまして、漁業権を持っている漁業権者は、毎年1回、その漁業権の使われ方について、県に報告しなければならないとなっております。

県は、その報告を取りまとめまして、漁業法、同じく漁業法の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の方に報告するとなっておりますので、今回、貴委員会に報告するものでございます。

今回の報告は、対象年が令和4年の1月1日から、令和4年12月31日までの1年間における漁業権の行使状況等の報告となっております。

従って、免許切替え前の旧免許の報告でございますので、免許番号等は現行の免許番号とちよつとずれている部分もでございます。

2ページから3が続いておりますが、その報告内容を一覧にしたものでございます。

2ページ裏表、3ページまでが共同漁業権、4ページが区画漁業権ということになっております。

また、途中、赤字で報告がないものがありますが、殆どが今回の昨年9月の免許切替えで免許を持たないとした組合の方からは、報告がなかったというものでございます。

中の数字につきましては、非常に細かいものですが、後ほど見ていただきたいと思います。

県からの報告は以上でございます。

よろしくお願いたします。

濱田会長

ありがとうございます。

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

他に御質問はありませんか。

對馬委員

はい。

濱田会長

はい、どうぞ。

對馬委員

ひょっとすると上げ足取りみたいな話になっちゃうかもしれないですけど。

濱田会長

大いにボンボン言った方がいい。

對馬委員

平川内水面、漁業権の免許をこれだけ出しているんだけど、いずれについても、行使した人が一人もいない。これ、大丈夫なんでしょうか。大丈夫なんですかっていうのは、漁業権以外のものをやっていたよっていうのは、これはあるかと思えます。あるかと思えますけども、そうでなければ、話がおかしいですよ。漁業に従事していない人しかいないのに、漁業協同組合が存続しているとは、何故かと聞かれた時に何て答えたらいいか。

濱田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

平川以外にも、若干そういうところあるんです。これが、旧免許の行使規則、遊漁規則につきましては、漁獲報告の義務、それからお願いというのが明記されていませんので、遊漁券は出しているんだけど、どれだけ獲っているか分からない。組合員からもちょっと聞き取れないというところが何個かありまして、大体活動も鈍い組合ではあるんですが。

今回、あがってきたものについては、4年のものですので、そのまま受け取っているという状況でございます。

對馬委員

辛いですね。

濱田会長

どうぞ。

丹藤委員

平川漁協なんですけども、実際のところ、本部というのが一応あるんですけど、その他に各支部が何か所もあって、その支部のところには、一応、魚、幾ら獲ったとか何とかってというのは、ちょっと報告的にあるんだろうけども、それを、その各支部の人が本部にあげていないんですよ。だから、いつもでもゼロ、ゼロ、ゼロと、そういう状況になるんですよ。

また、遊漁券の売り上げも、多分、平川漁協って、毎回ゼロ円だと思います。それは、その支部はその遊漁券のところを本部の方から自分たちで処理してください、使っていいですよってなっているんですよ。だから、本部に遊漁券のあれが全然1回もあがないんですよ。だから、遊漁券売上が、多分、いつもゼロ、ゼロ、ゼロというパターンになっていると思われまして。多分、何か、そういう状況だと思うんですよ。連携があまりにも悪くて。

濱田会長

なるほど。遊漁者は一杯いるの？どうなの？

丹藤委員

一杯っていうほどではないんですけど、遊漁買って、券買ってやっている方もいくらかはいるんですけども。それを全部支部の売上にして、支部で使ってもいいよって、本部から言われているものだから、本部の方に、実際、売上が全然行かないから、いつも本部はゼロ円、ゼロ円と。多分、そういう感じだと思われまして。

濱田会長

なるほど。

1つだけお聞きしたいんですけど、この資料、報告資料の中に、びっくりしたんですけど、島守漁協の中で、カワウが駆除されているということなんだけど。

初めて見たんですけど。

カワウを駆除というのは、これ、天然記念物じゃないの？

はい、どうぞ。

水産振興課 雫石主幹

カワウは、一時期、全国的に凄く減って、保護しましょうという動きになったんですけど、保護した結果、激増しまして、全国的にアユとか、そういった主要、遊漁にとっても主要魚種を沢山食べてしまうということで、その生息数を今度、管理していきましようという方向になりました。

濱田会長

なるほど。

今、管理、大体、尾数どのくらい、尾数というか頭数、どのぐらいに。

水産振興課 雫石主幹

すみません、そこ、数字を記憶はしていないんですけども、一応、県でもカワウの管理指針を作っております、内水研と共に調査等しております。

濱田会長

これも、水産振興課の担当になる？

水産振興課 雫石主幹

はい。水産振興課の方で指針を作成しております。

濱田会長

可愛いものだけどもね、カワウは。

でも、びっくりしたよ、あれ。そうですか。

他に何か委員の皆さん、ございませんか。

それでは、ないようですので、21期第12回青森県内水面漁場管理委員会を閉会します。

会議終了 午後2時47分